

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024年2月20日

アジア・オセアニア債券オープン (毎月決算型)

愛称 アジオセ定期便

追加型投信/海外/債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

フリーダイヤル 0120-048-214

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,707億円

(資本金、純資産総額は2023年11月末現在)

- この目論見書により行うアジア・オセアニア債券オープン(毎月決算型)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月19日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年2月20日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 | 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資します。

- アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
- フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

<運用会社>フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
(投資顧問会社)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド

・ アジア・ニュージーランド債券マザーファンドは、アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建のソブリン債(国債、政府保証債等)およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券等に投資します。



アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの投資対象国・地域

インド、インドネシア、マレーシア、タイ、韓国、中国、シンガポール、フィリピン、台湾、ベトナム、日本、ニュージーランド

(注)上記すべてに投資するとは限りません。上記以外のアジア諸国・地域に投資する場合もあります。

- ・ フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)は、豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等で、原則としてBBB-/Baa3格以上の格付を付与されたものに投資します。



フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の主な投資対象国

オーストラリア



フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用会社である「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」および運用指図に関する権限の委託を受けて実際の運用を担当する「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド」は、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社です。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

- 2 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績

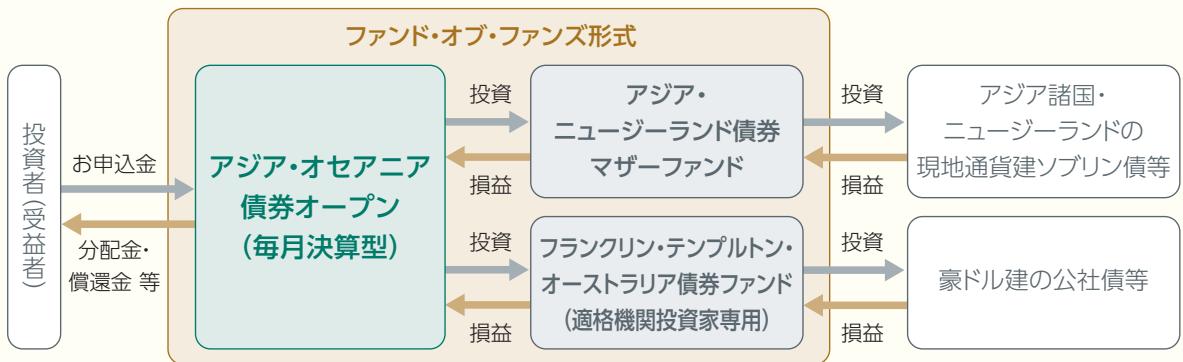


手続・
手数料等

● ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



● 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

● 分配方針

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。



ファンドの目的・特色



投資リスク



運用実績



手数料等

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

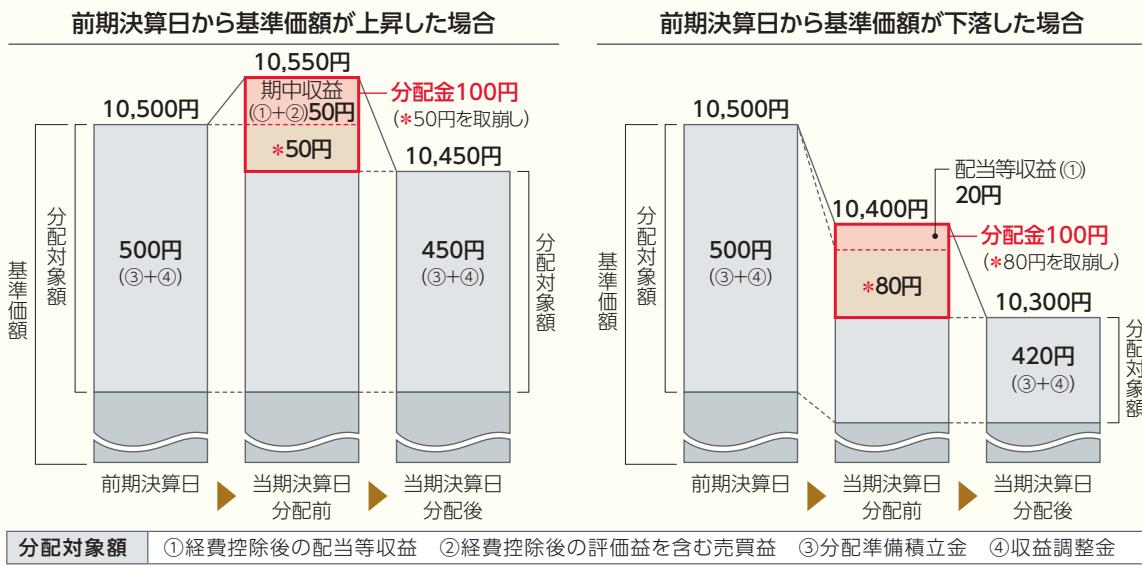
*分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ



分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

*分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

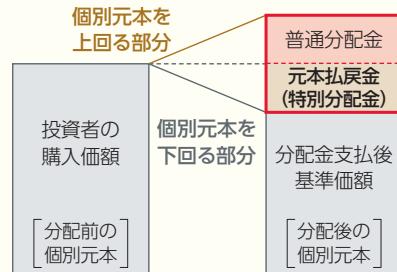
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

●追加的記載事項

投資信託証券の概要

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債等を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ● アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債、およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。 ● 投資にあたっては、各国の金利水準を重視し、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案して国別投資比率、デュレーションを決定します。 ● 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権の行使により取得したものに限り、投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ● デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ● 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
信託報酬	ありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

ファンドの目的・特色



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

Franklin-Templeton Australia Bond Fund (Qualified Institutional Investor Only)	
運用会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウイ・リミテッド
投資対象	豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象として運用を行います。投資を行う公社債は、原則として BBB-/Baa3格以上の格付けを付与されたものとします。 *ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース(当該投資信託証券の運用会社が円ベースに換算したものです。))[*]を参考指標として運用を行います。 デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。 シナリオ・ディペンデンント・オプティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。 デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウイ・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除外ものとします。 デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
信託報酬	純資産総額×年率0.506%(税抜0.46%)

*[Bloomberg[®]]およびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア・オセアニア地域の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

● その他の変動要因

流動性リスク、組入債券の期限前償還のリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、2018年12月末を10,000として指数化しております。

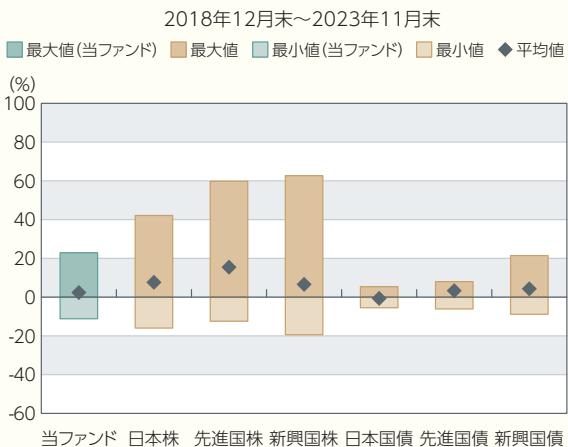
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

*年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手数料等

●基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2023年11月	10円
2023年10月	10円
2023年 9月	10円
2023年 8月	10円
2023年 7月	10円
直近1年累計	120円
設定来累計	10,040円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)	79.76%
アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	19.37%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
AUSTRALIAN GOVT	2035/06/21	2.750%	オーストラリア	3.37%
AUSTRALIAN GOVT	2033/04/21	4.500%	オーストラリア	3.15%
AUSTRALIAN GOVT	2041/05/21	2.750%	オーストラリア	2.56%
AUSTRALIAN GOVT	2032/11/21	1.750%	オーストラリア	1.85%
NEW S WALES TREASURY	2031/03/20	2.000%	オーストラリア	1.61%

※比率はフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。

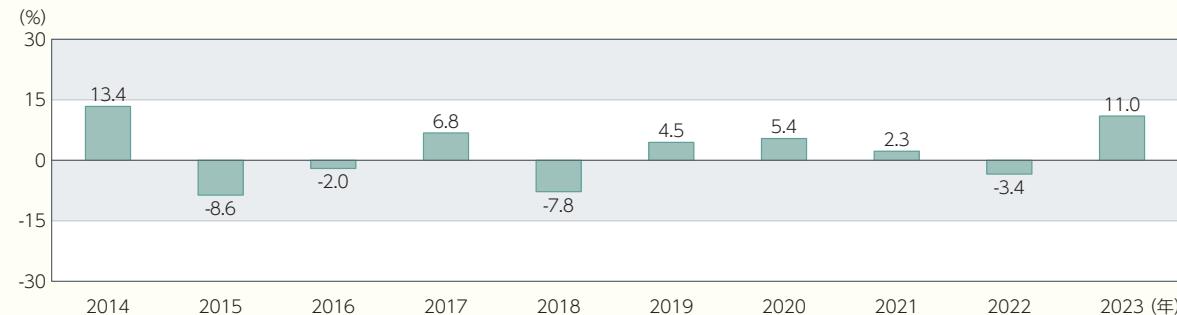
※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
NEW ZEALAND GVT 2	2032/05/15	2.000%	ニュージーランド	13.55%
NEW ZEALAND GVT 3	2029/04/20	3.000%	ニュージーランド	12.38%
NEW ZEALAND GVT 2.75	2037/04/15	2.750%	ニュージーランド	10.48%
INDONESIA GOV'T 6.5	2031/02/15	6.500%	インドネシア	6.73%
INDONESIA GOV'T 7	2030/09/15	7.000%	インドネシア	6.30%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2023年は年初から11月末までの收益率を示しています。

※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。



ファンドの
目的・特色



投資
リスク



運用実績



手数料等

(毎月決算型)

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

■お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
	申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
	購入の申込期間	2024年2月20日から2024年8月19日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日 ・シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受け付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
	信託期間	原則として無期限(2009年12月17日設定)
	繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
	運用報告書	5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。</p> <p>購入時手数料率は変更となる場合があります。 「アジア・オセアニア債券オープン(1年決算型)」からのスイッチング(乗換)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。</p>	ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.10%	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	純資産総額×年率1.144%(税抜1.04%)					
		委託会社	年率0.40%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。			
		配分	販売会社	年率0.60%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
		受託会社	年率0.04%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。			
	投資対象とする投資信託証券	<p>法兰クリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用) 純資産総額×年率0.506%(税抜0.46%)</p>					
	実質的な負担	<p>純資産総額×年率1.65%(税抜1.5%)(上限) 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。</p>					
その他費用・手数料	<p>監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)</p> <p>有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用等を間接的にご負担いただきます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。</p>						

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。



ファンドの目的・特色



投資リスク



運用実績



手続・手数料等

ご購入からご換金までの費用のイメージ



●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



ファンドの目的・特色



投資リスク



運用実績



手続・手数料等

